

第 68 号 令和 8 年 2 月 19 日受理 健康福祉常任委員会付託

件 名 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める
意見書の提出について

要 旨

保育所は、子育てをささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るために不可欠な社会的資源になっている。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、職員の負担増が深刻になっている。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どものいのちと安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

国は 2024 年 4 月に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改定し、4・5 歳児 25 人に対し保育士 1 人、3 歳児 15 人に対し保育士 1 人としたが、期限の定めのない経過措置が設けられている。また、1 歳児の配置基準引上げ（5 対 1）については、法令改定はされていない。すべての施設において基準以上の条件での保育を実現するために、3 歳児、4・5 歳児は経過措置を撤廃すること、保育士等職員の負担を軽減し、子ども一人ひとりに対してていねいなかわりを保障するためにすべての年齢で基準をさらに改善することが、保育現場と保護者の切なる願いである。

以上の趣旨から、国に対し、「保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書」を提出願いたい。